

2026年6月

1. 医療証明者：

Q: 申請者自身が、部署の長である場合は、証明者はどのようにすれば良いか？

A: 自分自身あるいは評議員に依頼して責任を以って署名捺印により証明することで良い。

2. セミナー受講証の紛失：

Q: セミナーを受講したが、審査申請に提出すべき受講証を紛失した。出席証明をしてもらえるか？

A: 受講証に記載していますように原則再発行しませんが、事務局に紛失の申し出があれば、事務局で控え証を確認し、存在すれば本人宛にコピーを送付します。これを添えて審査申請に臨んでください。この場合、書式審査の減点対象になることを了解してください。

3. 2つ以上の分野への資格申請：

Q: 2つ以上の免許（医師、歯科医師、言語聴覚士）を持っているが、2つ以上の分野の認定師資格申請は可能か？

A: 2分野それぞれの申請資格を満たしていれば、2つ以上の分野に申請してもらって結構です。但し、2分野以上で認定されると、分野数分の審査料、登録料、そして更新時の更新料が必要になります。

4. 小論文の書式：

Q: 細則に提出を指示されている小論文について、フォーマットの規程が見当たらないが、縦書き横書きポイント、一行字数等、任意で良いか？

A: 小論文用書式の利用か、①横書き②20字×20行で記載をお願い致します。

5. 矯正歯科分野：

① 報告症例記録（書式5：ミニレポート5症例）

Q: 書式5「報告症例記録（ミニレポート5症例）」について、手引きには「診断名は第一期治療時および第二期治療時の両方を記載する」とあります。第二期治療のみを担当した症例を提出する場合、「治療内容」欄は申請者が担当した治療内容のみの記載でよいでしょうか。

A: 書式5は、申請者が主治医または指導医として関与した5症例（重点症例2例を除く）について、担当の有無にかかわらず、すべての項目を記載してください。

Q: 5症例のうち、第一期治療のみを担当し、第二期治療が未開始の症例は対象外となりますか。

A: はい。すべての項目の記載が必要となるため、少なくとも第二期治療が開始されている症例を対象としてください。なお、第二期治療が完了している必要はありません。

② 重点症例（様式4）について

Q: 重点症例は「申請者が主として自ら治療を担当、または指導した代表2症例」とありますが、治療途中で症例を引き継ぎ、主として治療を担当し、保定開始に至った症例も対象となりますか。

A: 途中で引き継いだ症例であっても、どの治療段階から関与したかが重要となります。

顎裂部骨移植前後や成長発達期の矯正治療を主として担当した場合には、対象症例として差し支えありません。一方、これらの治療への関与が限定的な場合には、重点症例としては不適切となる可能性がありますのでご留意ください。

Q: 重点症例1について、顎裂部骨移植の施行は必須でしょうか。

A: 矯正歯科分野の手引きに記載のとおり、顎裂部への骨移植は必須ではありません。

③ 矯正歯科分野の申請資格要件について

Q: 分野の手引きには「日本矯正歯科学会認定医・指導医または専門医資格を有していることを必須とする」と記載がありますが、これらの資格を有していない場合でも、口唇裂・口蓋裂診療に携わってきた経歴があれば、申請は可能でしょうか。

A: 日本矯正歯科学会認定医・指導医または専門医資格を有していない場合であっても、口唇裂・口蓋裂症例の治療経験が豊富であり、かつ関連する学術活動が十分である場合には、申請資格の有無について別途審査を行います。

審査内容の詳細については、学会事務局へ照会してください。

④ 業績目録（書式6）について

Q: 書式6「業績目録」における「口唇裂・口蓋裂に関する論文あるいは著書1件」について、症例報告論文（症例報告、ケースレポート等）は該当しますか。

A: はい。症例報告論文も「論文」に含まれます。

原著論文に限らず、口唇裂・口蓋裂に関連し、十分な考察がなされた症例報告であれば、業績として認めます。ただし、掲載誌の内容によっては、認定師認定委員会にて審議のうえ判断される場合があります。

⑤ 他院治療症例の取り扱いについて

Q: 第一期治療を他院で行い、第二期治療開始時から自施設で治療を行った症例は、提示症例として申請可能でしょうか。

A: 申請は可能です。ミニレポートには、申請者が記載可能な項目をすべて記載してください。

また、第一期治療が他院管理であった旨を明記し、把握可能な範囲で治療経過の概要を記載してください。未記載項目が多い場合には、症例の差し替えを求めることがあります。

6. 口腔外科分野：

Q: 重点症例（3例）で、ページを増やしても良いか？

A: 同じエクセル形式で、増やしても良い。

Q: 報告症例（5例）で、ページ数を増やしても良いか？

A: A4 サイズのパワーポイント形式で様式を似せて、分かりやすく簡潔に記載してもらえればページを増やしても良い。

7. 小児歯科分野：

Q: 報告症例（ミニレポート；5症例）で、「4項目の症例区分から異なる2項目以上を選択してください。a. 哺乳指導・管理、b. 歯科処置、c. 口腔衛生管理、d. その他」の記載があるが、どのように選択したらよいか？

A: なるべく全5症例が同じ内容に偏らず、4項目から2項目以上の内容の症例を含むようにしてください。

Q: 社会活動の記録は、どのように記載すれば良いか？

A: 口蓋裂に関するいわゆる診療以外の講演や講話、啓蒙活動などある場合に記載してください。件数は問いません。

Q: 治療や管理が長期の症例を申請者が引き継いだ場合、どのように記載するのが良いか？

A: 全体の流れと、申請者自身が担当した管理期間がわかるように明記してください。

8. その他の歯科分野：

Q: 固有の審査分野が指定されていないが、どのように申請すればよいか？

A: 認定師資格申請に先立って分野選定のために、申請者の書式2（履歴書）に記載し、審査を希望する分野を明らかにして、学会事務局に申し出てください。該当分野、委員会で審査の上、申請予定者に申請分野をお知らせします。

9. 【2020年特例処置】業績目録（書式6）について

Q: 2020年度の口唇裂・口蓋裂に関する学会か研究会などでの発表を2件記載する際、webや抄録号等での発表となったものでも発表業績として認められるのか？

A: 2020年度に限り、誌上発表、Web開催においては当該学会が、発表履歴として認めたものの発表業績として認めます。

10. 業績目録（書式6）について

Q: 論文業績で、未だ刊行されていないが掲載決定しているものは申請可能でしょうか？

A: 掲載決定しているものに関しては申請を認めます。掲載証明書を添付し、論文（校正段階のもので可）も提出してください。

以上。